

'09 年度 安全対策要綱

作成

立命館大学 学友会所属 登録団体
立命館大学 山歩会 執行部

1 安全対策組織

< 1 > 執行部

全体並びに個人に至るまでのすべての企画内容を把握し、事故発生の防止に努めます。役員人事は次の通りです。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 書記
- 四 会計
- 五 装備
- 六 食糧
- 七 保険
- 八 渉外
- 九 広報
- 十 企画
- 十一 教育・安全

2 事前事故対策

< 1 > 山行制限

(1) 個人山行

- ・いかなる場合でも執行部の許可が必要となります。
- ・単独山行は禁止します。
- ・雪山山行、ロッククライミング、沢登りを目的とする山行、海外山行は禁止します。
- ・エリアマップ等の登山地図の実線ルートの基本とします。その他ルートに関しては執行部にて審議の上判断します。
- ・いかなる場合でも無届け山行は禁止とし、万が一行われた場合でも山歩会はその責を負いかねます。又、処分の対象となります。
- ・非会員の山行参加については本会会則第一章第七〇条に該当する場合のみ許可されます。

(2) 全体山行

- ・いかなる場合でも執行部と共に計画を作成します。
- ・エリアマップ等の登山地図の実線ルートの基本とし、且つ本会会員全体の熟練度を踏まえて判断します。
- ・移動時間は一日当たり約五時間前後を基本とします。

(3) プライベート

- ・いかなる場合でも執行部への報告が必要となります。
- ・雪山山行、ロッククライミング、沢登りを目的とする山行、海外山行は可能な限り信頼できる組織の監督の下に参加するようにしてください。
- ・いかなる場合でも当会の財産並びに備品は貸与しません。又、当会はいかなる責任も負いかねます。

< 2 > 事前対策

(1) 教育活動

- ・本会会員の技術技能向上の為に教育活動を行います。

- ・教育合宿や登山技術講習会を行います。

(2) 救急法講習会

- ・所轄消防署又は日本赤十字社に依頼して普通救急法講習会を実施します。
- ・執行部に於いては、会長、副会長、保険の参加を義務付けます。
- ・その他本会会員に於いては参加を奨励します。
- ・本会として赤十字救急法救急員資格の取得を奨励し、取得した場合は講習料の援助を会から受けることができます。

(3) 事故対策金

- ・本会会則第一章第六四条、同六五条、同六六条に基づき、宿泊を伴う山行を行う場合は参加者に日額金二〇〇円の事故対策金の納入を義務付けます。但し、徴収できる上限を金六〇〇円とします。

(4) 緊急連絡先一覧

- ・遭難事故発生時に、各種連絡業務を行うことを目的とします。この場合、取り扱える内容は緊急連絡に限定されます。
- ・常用連絡先（下宿先）と帰省時連絡先（実家）の二種類を以て新歓活動終了後に作成します。
- ・執行部全員がこれを所有し、その責任の元に保管します。任期終了を以て焼却処分し、次期執行部が新たにこれを作成します。
- ・全体山行実施時は事故対策委員にこれが委託され、終了時に返却してもらいます。
- ・執行部が必要と判断した場合のみ全会員に配布されます。

< 3 > 事故対策

(1) 執行部

- ・いかなる山行を行う場合でも執行部に企画書を提出し、その審査並びに認可を受けなければなりません。
- ・企画書の内容から判断して危険と判断された場合はその山行は実施することができません。但し、修正案を提出し、その内容が妥当と判断された場合はこの限りではありません。

(2) 事故対策員の要請

- ・事故対策員は各山行毎に以下の条件を満たす者を二名選出します。
全体山行：執行部役員経験のある本会現会員。
但し、止むを得ない場合のみ一名に限り執行部役員を認める。
個人山行：執行部又は執行部役員経験者の本会現会員
- ・遭難事故発生時には活動全般の指揮を執ります。
- ・事故対策員が事由により連絡先を不在にする場合は代理を選出する必要があります。

(3) 事故対策金の委託

- ・執行部は活動資金として事故対策金を事故対策員に委託します。事故対策金は山行終了時に返却されます。

< 4 > 準備段階

(1) 国内旅行保険加入の義務

- ・本会会則第一章第六九条に基づき本会会員は本会が用意する保険に加入する義務を負います。
- ・本会会則第一章第六九条に基づき非会員が本会の企画に参加しようとする場合、同意書の提出を必要とします。但し、合宿に関しては本会が用意する保険への加入義務を負います。

※同意書：自己責任での参加となる旨の同意書

- ・保険は遭難事故発生時の補償のため、義務付けられています。又、保険料は前期定例山行実施までに徴収します。

(2) 各種書類

- ・本会会則第一章第七一条に基づき本会会員が何らかの企画又は山行を行う際は執行部へ企画書を提出し、その審査並びに認可を受けなければなりません。又、その提出期限は次の通りです。

一 企画

出発日前日迄

二 山行

出発日から一週間前迄

尚、全体山行はこの限りではありません。

- ・本会会則第一章第七二条に基づき本会会員が何らかの企画を行う際は執行部への各種書類の提出を必要とします。各企画又は山行に対する必要書類は次の通りです。又、他の組織での企画に参加する場合は当該組織が作成したこれに準ずるものを提出する必要があります。

一 企画

企画書並びに簡易報告書

二 日帰り山行

企画書並びに簡易報告書、及び執行部への登山届の提出。

三 宿泊を伴う山行

企画書並びに報告書、及び執行部並びに関係機関への登山届の提出と共に執行部への計画書提出。

尚、各書類の提出期限は、登山届並びに計画書は出発日前日迄、簡易報告書並びに報告書は企画終了後二週間以内とする。

- ・日帰り山行を行う場合、登山届並びに地図のコピーをスポーツ強化センター（衣笠・BKC）に提出します。
- ・宿泊を伴う山行の場合、上記以外に計画書並びに合宿遠征届をスポーツ強化センターに提出します。
- ・更に、日帰りの場合は登山届並びに地図のコピー、宿泊を伴う場合は登山届及び計画書、並びに地図のコピーを提出します。提出期間は本会会則第一章第八二条に準じます。
- ・全体山行の場合、書類の提出は副会長がこれを行います。

< 5 > 山行開始から終了

(1) 山行時の連絡

- ・山行中、計画に変更が生じた場合はスポーツ強化センターと事故対策員に連絡を入れます。
- ・下山後、直ちにスポーツ強化センターと事故対策員に下山の連絡を入れます。
- ・全体山行の場合、連絡は副会長がこれを行います。

(2) 反省会

- ・山行で得た貴重な体験を生かし次回の山行をより良いものにするために、全体山行終了後にアンケートを参考とした反省会を開きます。反省会を基に企画責任者が山行報告書を作成します。

3 非常時連絡体制

< 1 > 連絡体制の発動

(1) 第1次と第2次の連絡体制

- ・連絡体制は第1次と第2次の二段階からなっています。
- ・第1次連絡体制は事故発生時の必要最低限の連絡処置です。
- ・第2次連絡体制は山歩会関係者や家族と連絡を取るもので、事故対策員の二人が第1次連絡体制終了後、遭難者の安否が確認でき次第続けて行うものです。

(2) 連絡体制発動の条件

- ・事故発生が対策員に報告され事故が確認された場合。
- ・予備日を含めて最遅下山予定日の午後8時を過ぎた時点でも下山の報告がない場合。この場合遭難とみなし、警察に捜査を依頼する処置を執ります。

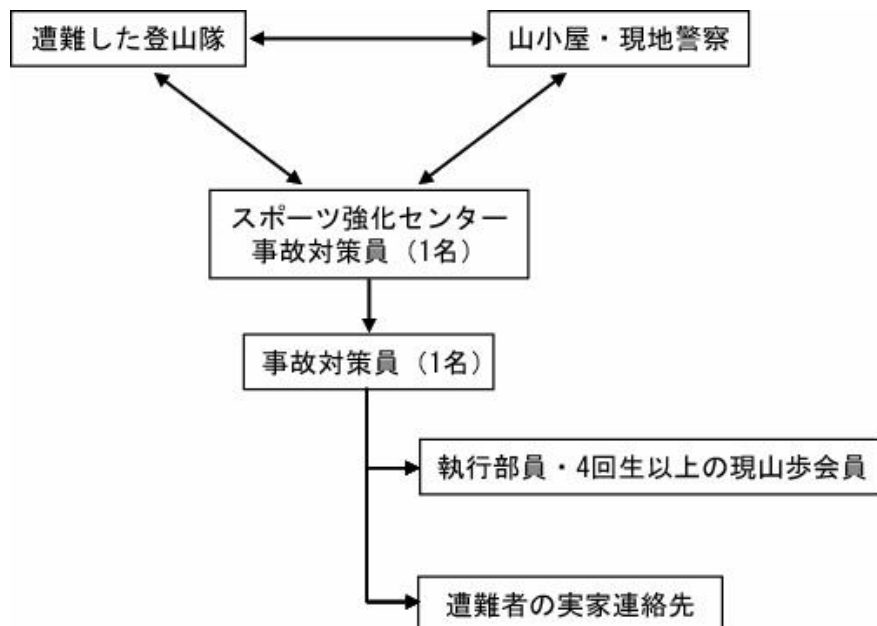
< 2 > 第1次連絡体制

(1) 第1次連絡体制における事故対策員の行動

- ・事故対策員のうち、1名はスポーツ強化センターに出向き、スポーツ強化センター職員に山行計画の詳細などの報告をします。その後、そのままスポーツ強化センターに留まり、そこに待機します。
- ・もう1名の対策員は山歩会内の情報伝達拠点の役割を果たします。また、執行部員、および四回生以上の現山歩会員を招集し、その後の対策に当たります。
- ・事故対策員の両名はお互いの連絡を定時絶やさず行います。
- ・病院から事故者の安否情報を受けた場合、スポーツ強化センターに連絡し、事故者連絡先に詳細を報告します。
- ・事故の当事者から直接連絡を取ることができるようになっても、事故者連絡先への連絡を行います。

(2) 第2次連絡体制への移行

- ・事故者の安否情報を確認した場合
- ・更にそのほかの会員の無事故が確認され、下山日時が確定した場合。



第1次連絡体制概念図

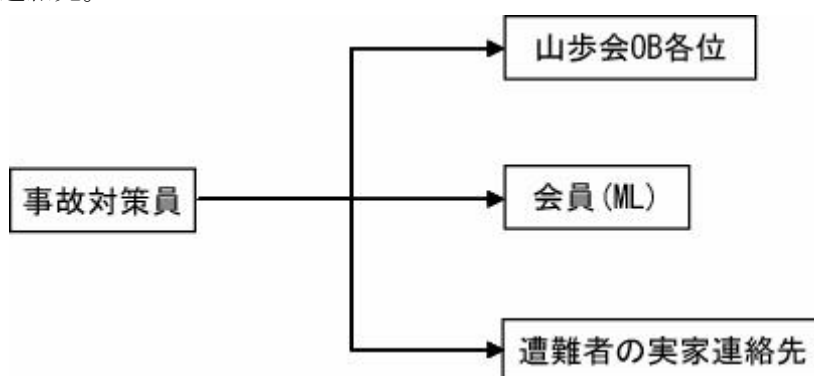
< 3 > 第2次連絡体制

(1) 第2次連絡体制における事故対策員の行動

- ・第1次連絡体制の処置が終了した後に移行します。
- ・非常時連絡網に従って連絡を取ります。
- ・連絡完了後も自宅待機の対策員は大学周辺の連絡先になるので各方面からの問い合わせに的確に対処します。

(2) 連絡事項

- ・事故の日時、場所、事故者名、事故状況。
- ・事故者の安否情報。
- ・事故者以外の会員の無事の確認と下山日時。
- ・事故対策員の連絡先。



第2次連絡体制概念図 (非常時連絡網)

< 4 > 連絡体制における会員の留意点

- ・会員は山行に参加することに山行前に家族や知人に伝え、非常時連絡網をよく理解してもらわなければなりません。
- ・連絡先を長期不在にする場合執行部に届けておかなければなりません。
- ・連絡を受けたものは、「いつ、どこで、だれが、どうなったか、これからどうするのか」を確認します。

4 現場に於ける行動

< 1 > 遭難事故発生直後の行動・判断

(1) 遭難事故発生

※危険からの回避と応急処置の実行

- ・パーティーリーダー (以下「PL」という) は周囲の状況を冷静に把握することに努めます。現場に危険が残っており、二次災害の危険性がある場合は退避の指示を出します。
- ・応急処置が可能な状況であれば、赤十字救急法にのっとり応急処置を行います。

(2) 応急処置と並行して行う準備

- ・看護人を指名します。尚、事故者の看護人はPLが指名・許可した者に限ります。
- ・看護人は救急法の習熟度を基に選出を行いますが、できる限り事故者と同性の者が望ましい。
- ・緊急連絡カードの記入を行います。事故現場、状況、傷病の内容などを客観的に観察して記載します。

※緊急連絡カード

- ・全会員が所有し、遭難事故発生時に PL が記入し、伝令に持たせて伝令活動の円滑化を図るものです。

< 2 > 伝令

(1) 伝令の役割

- ・電話や無線などの連絡手段がない場合、最寄りのパーティーや山小屋等へ連絡・通報係として派遣されるものです。
- ・山小屋や警察等の外郭団体へ捜索救助を依頼し、現場への誘導を行う場合には適切に行動する必要があります。

(2) 伝令の選出

- ・伝令は原則として PL を除くサブリーダー（以下「SL」という）一名及びもう一名の計二名で編成され、その任命は PL が行います。
- ・安全確保上、二名がパーティーから離れられない場合や負傷者多数の場合は一名で伝令を務めることがあります。

(3) 伝令の装備

- ・活動に必要な水や食料（非常食など）
- ・テレホンカード及び、電話連絡用の 10 円玉 20 枚
- ・活動資金
- ・山岳装備（地図、コンパス、計画書、筆記用具、ヘッドライト、雨具など）
- ・緊急連絡カード

< 3 > 傷病者

(1) 軽傷者の定義

- ・軽傷者とは、傷病者本人がザックを背負わなければ歩行可能な状態をいいます。
- ・傷病者の山行継続に関しては応急処置後の経過観察の上で判断します。

(2) 重傷者の定義

- ・軽傷者の状態を超えている場合をいいます。

※軽傷・重傷の状態は救急法を参考にして考える場合もあります。

< 4 > 応急処置後のパーティーの行動

- ・現在地確認後、PL は計画書の緊急避難計画に基づき、そのルートと所要時間を検討します。
- ・他のパーティーの合流があるまで待機します。但し、気象状況等によってはこの限りではありません。それらの判断は PL が行います。
- ・事故パーティー以外のパーティーは最寄りの山小屋・テント場へ移動し、新たな指示を待ちます。
- ・重傷者がいる場合、事故者には最低 3 人の看護人が付きます。
- ・会長以下 PL は再度事態を整理します。更に対応を協議します。
- ・パーティーの再編成が必要な場合には、会長以下 PL が指示します。

< 5 > 救助要請後の行動

- ・救助隊の現場到着後は救助隊と協議の上、会長以下 PL がその後の活動を決定します。

- ・救助隊の許可なく、独自での捜索救助活動や搬送を行ってはいけません。
- ・ヘリコプターによる救助が行われる場合、傷病者に付添者を会長以下P Lが任命します。会長が付添者になることも可能です。その際は副会長が全指揮を執ります。
- ・外郭団体への救助を依頼した場合、速やかに会員を下山させる必要があります。但し、現場の状況をよく踏まえた上で、時期等を判断します。
- ・傷病者が自ら連絡可能な状況になれば当人に当該人連絡先への連絡を行わせます。